

公 示

下記のとおり、令和7年度スマート林業教育推進事業に係る企画競争参加者を募集します。

なお、本公募は令和7年度予算案に基づき行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容、予算額等に変更がありうることに留意願います。

記

1 件名

令和7年度スマート林業教育推進事業

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」を有している者であること。
- (4) 契約締結日までの間において、林野庁長官から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29年法律第89号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体(以下「構成員」という。)の全てから同意を得た規約書、全構成員が交した協定書又は全構成員間での契約締結書(又はこれに準ずる書類)(以下「規約書等」という。)を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、構成員は、上記(1)から(4)の要件に適合している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

①共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記5の(2)までに提出すること。

②規約書等の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

3 契約候補者の選定方法

令和7年度スマート林業教育推進事業に係る企画競争応募要領に基づき、提出された企画提案書等において審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 契約条項を示す場所、説明書を交付する場所及び日時

(1) 日時：令和7年2月12日(水)～令和7年3月5日(水)

① 午前10時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

② （ただし、行政機関の休日を除く。）

(2) 場所：林野庁森林整備部研究指導課普及教育班（別館 7 階ドアNo.別703）

5 企画提案書等の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限：令和 7 年 3 月 12 日（水）午後 5 時

(2) 提出先：林野庁森林整備部研究指導課普及教育班（別館 7 階ドアNo.別703）

6 企画提案会の開催

企画提案会は行わず、書面審査とする。

7 企画提案書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画提案書等は無効とする。

8 その他

本公示において記載のない事項については、応募要領によるものとする。

以上公示する。

令和 7 年 2 月 12 日

支出負担行為担当官
林野庁長官 青山 豊久

お知らせ

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf）をご覧ください。
2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。